

愛媛県信用漁業協同組合連合会
えひめ水産業WEBセミナー

「補助金」について

令和4年2月24日

中小企業診断士 一ノ宮 康嗣

自己紹介

- 1962年(昭和37年)年生まれ
- 宇和島市出身
- 中央大学商学部会計学科を卒業後、株式会社伊予銀行入行
- 2016年12月中小企業診断士として創業

【主な資格】

中小企業診断士、ITコーディネータ、認定経営革新等支援機関

1. 補助金の種類

- 農林水産省関係
- 経済産業省関係
- 厚生労働省関係
- 愛媛県
- (各市町村)

本日の内容

- 補助金の種類
- 補助金活用のポイント
- 申請時におけるポイント
- 活用事例

1. 補助金の種類

(1) 農林水産省関係

- 第一次産業事業者向け

1. 補助金の種類

(2) 経済産業省関係

- 事業再構築補助金
- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ものづくり補助金)
- IT導入補助金 等

1. 補助金の種類

①事業再構築補助金

- 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ウイズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援することで、日本経済の構造転換を促すこと

1. 補助金の種類

①事業再構築補助金

【通常枠の場合】

- 概要

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す中小企業等の新たな挑戦を支援

1. 補助金の種類

①事業再構築補助金

- 要件

事業再構築要件

売上高減少要件

認定支援機関要件

付加価値額要件

1. 補助金の種類

②ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

- 事業の目的

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行い生産性を向上させるための設備投資等を支援する

1. 補助金の種類

- ②ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
- 【一般型の場合】
- 概要

中小企業者等が行う「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援

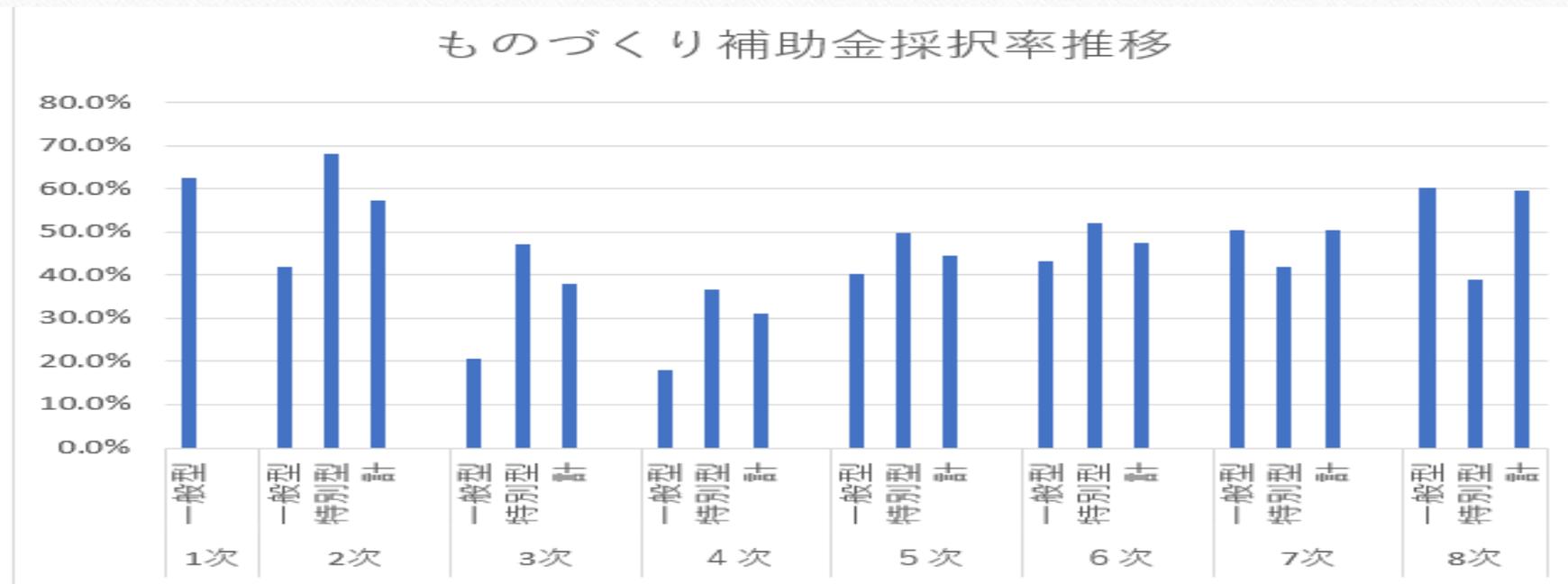
1. 補助金の種類

- 事業再構築補助金採択率の推移



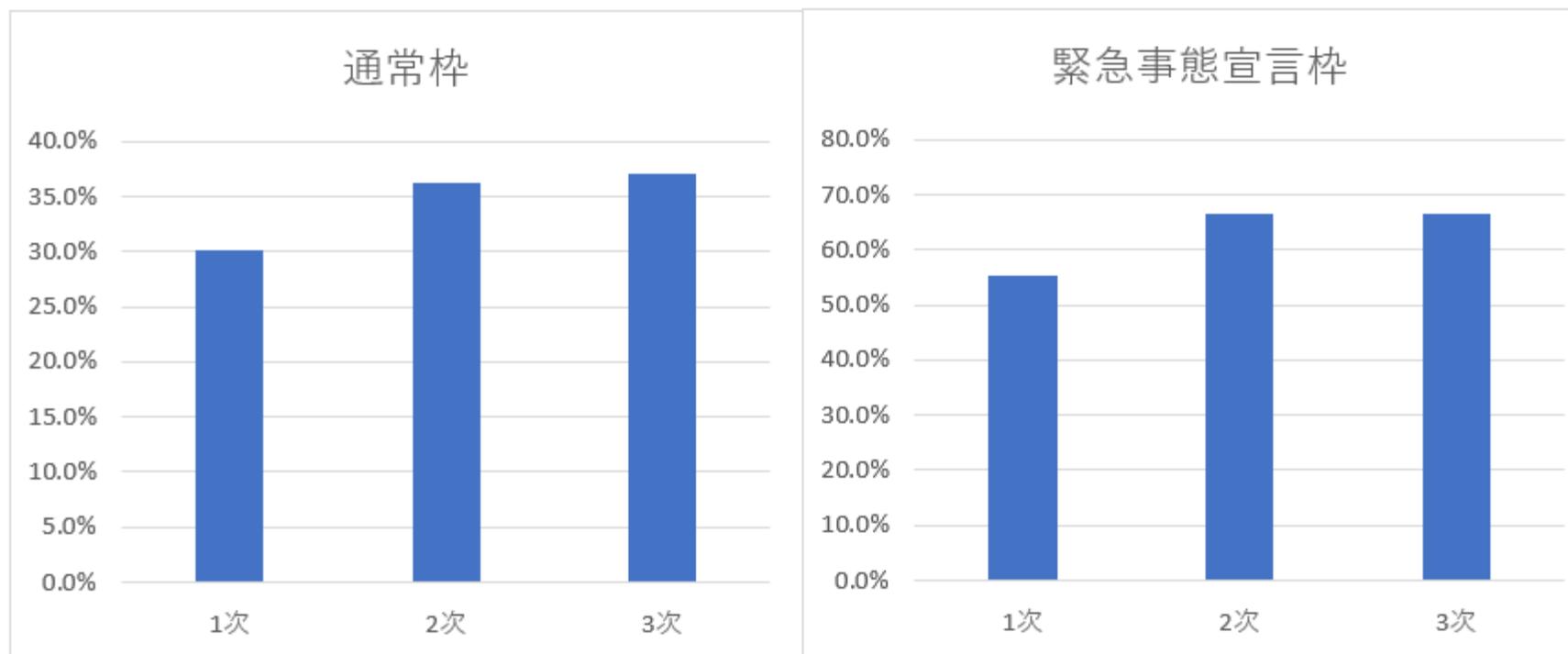
1. 補助金の種類

- ものづくり補助金採択率推移

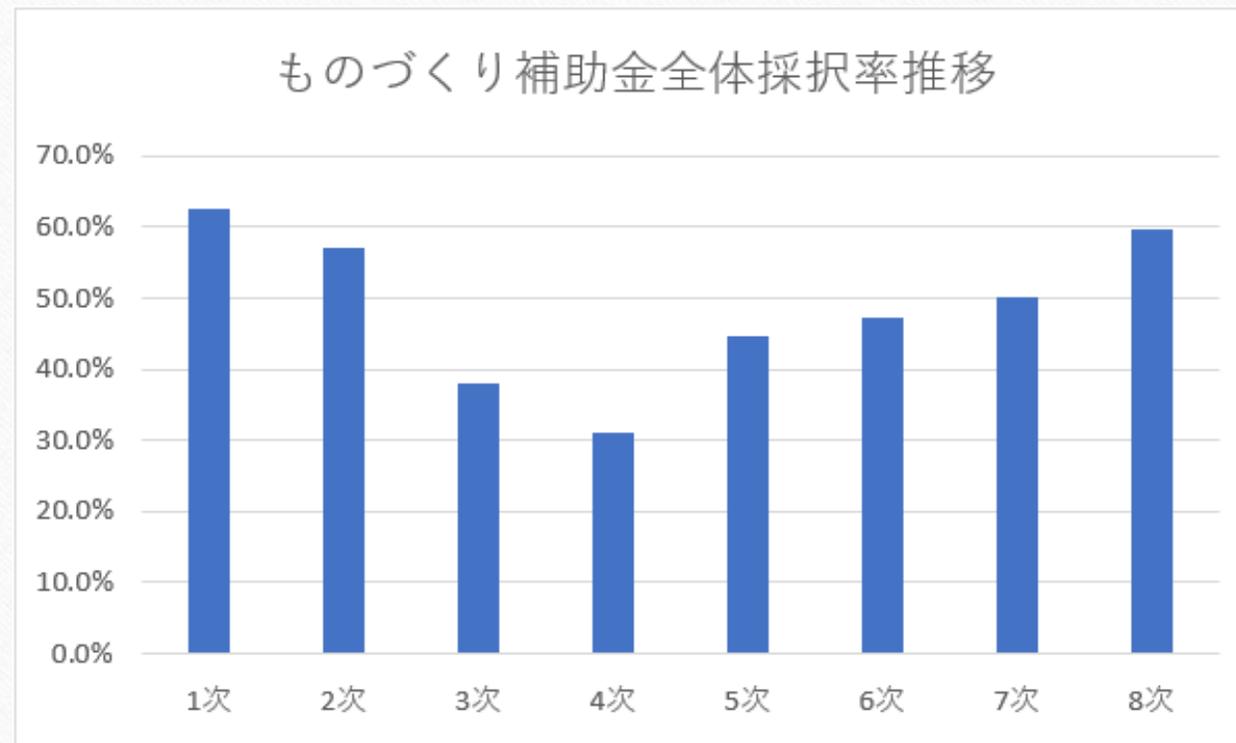


1. 補助金の種類

事業再構築補助金採択率推移



1. 補助金の種類



1. 補助金の種類

(3) 厚生労働省関連

- 雇用関係が中心

1. 補助金の種類

(4) 県関連

- 補助金
- 給付金
- 応援金

事業復活支援金

- コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援するもの

- 給付額

中小法人等 上限最大250万円

個人事業主等 上限最大 50万円

事業復活支援金

- 給付対象

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

②2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と
比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

事業復活支援金(リーフレット)



中小法人・個人事業者のための

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して**50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者**

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 **上限最大250万円** 個人事業者等 **上限最大50万円** を支給します。

給付額 **基準期間^{※1}の売上高-対象月の売上高×5か月分**

※1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご利用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方

事前確認が不要! 提出書類が少ない!
過去の申請情報を活用可能!

登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方

事前確認を簡略化! 提出書類が少ない!

▶ 詳細は裏面をご覧ください

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

- 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※個人消費の機会減少につながるもの
- 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制
- コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限
- 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの
- 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行
- 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと
- 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請

上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合は給付対象とはなりません

- 実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。
- 売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。
- 要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-789-140

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご利用ください。

受付時間 **8:30～19:00**

受付時間 **03-6834-7593** (土日・祝日も受付)

ホームページ

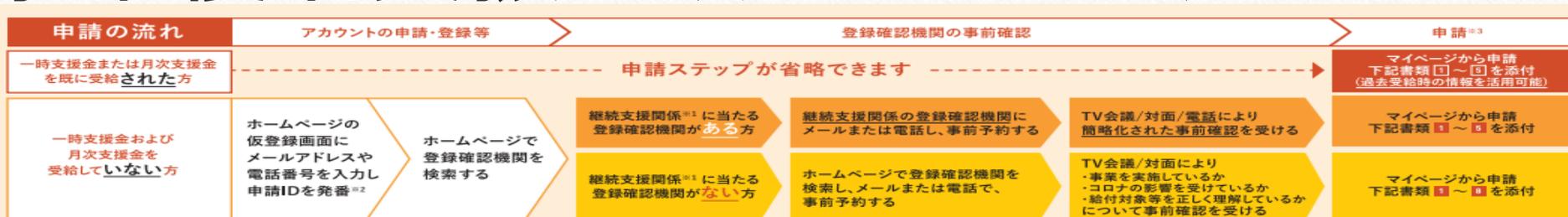


事業復活支援金 検索

<https://jigyou-fukkatsu.go.jp/>

不正受給は犯罪です!

事業復活支援金(リーフレット)



「一時支援金または月次支援金を既に受給された方」、「一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方」は申請ステップの一部を省略できます。そのため、事前確認を受ける際は、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方は、その機関に依頼することを推奨します。

※1 継続支援関係とは右の①～④のいずれかに該当することを指します(詳細はホームページでご確認ください)。①法律に基づき特別に設置された機関(商工会、商工会議所等)の会員・組合員、②法律に基づき土業(税理士、行政書士等)の顧問先、③金融機関の事業性投融資先、④登録確認機関の反復継続した支援先。

※2 一時支援金または月次支援金のIDを発番した上で、申請や受給をしていない方については、税務済のIDを利用可能です。(ただし、事業復活支援金の事前確認を受けていただく必要があります。)

※3 オンライン申請が困難な方がご利用いただける申請サポート会場も設置しております(詳細はホームページでご確認ください)。

申請書類 ※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも申請時に必要な書類がございます(詳細はホームページでご確認ください)。

1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)

法人: 履歴事項全部証明書

個人: 運転免許証、マイナンバーカード

【住民票】+【パスポート or 各種健康保険証】

※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められます。

2 収受日付印の付いた2019年(度)、2020年(度)及び選択する基準期間を全て含む確定申告書類の控え

法人: 確定申告書類

個人: 確定申告書類

※e-Taxを通して申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

※基準期間は、①2018年11月～2019年3月、②2019年11月～2020年3月、③2020年11月～2021年3月のうち、基準月を含む期間。

※法人は2019年11月、2020年11月及び基準期間を含む全ての事業年度の確定申告書類の控えが必要です。

+

3 対象月の売上台帳等

※事前確認では、2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書など)が必要です。

※書類の量が膨大な場合は、登録確認機関が任意に選択した、複数年度の帳簿書類でも構いません。

4 振込先の通帳
(通帳のおモチメ面と通帳を開いた1・2ページ)

※事前確認では、2018年11月以降の全ての事業の取引を記録している通帳(事業の取引がわかる全てのページ)が必要です。

5 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書

※ホームページからダウンロードできます。

6 基準月の売上台帳等

7 基準月の売上に係る1取引分の請求書または領収書等

8 基準月の売上に係る通帳等(取引が確認できるページ)

※⑥・⑦については、事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出ができない場合に限り、理由書(様式あり)を提出することで代替することができます。

保存書類 2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる帳簿書類(売上台帳、経費台帳、請求書、領収書など)および通帳を保存してください。

※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。

※給付要件を満たさないおそれがある場合は、保存書類以外にも書類の提出を求める場合があります。

えひめ版応援金

愛媛県単独事業

えひめ版応援金（第3弾）

申請要領

（令和4年1月27日更新）

申請受付期間 **令和4年2月28日（月）**
~~令和3年12月14日（火）~~ ～ ~~令和4年1月31日（月）~~
（当日消印有効）

- ※ 受付は先着順です。予算の範囲を超える申請があった場合は、申請受付期間内であっても受付を終了します。
- ※ 申請は、郵送のみです。（メール、持参による申請は不可）
- ※ 提出された申請書に不備等がある場合は、不支給になる場合があります。提出書類に不備や不足がないようご注意ください。
- ※ 本応援金（第3弾）の申請は、**1事業者につき1回限り**とします。
- ※ 「3.対象要件」に沿って、申請内容を審査します。審査の結果、要件を満たさない等の理由により、不支給となる場合があります。

【お問合せ先】

えひめ版応援金（第3弾）コールセンター
TEL：089-909-9294

【提出先】

〒790-0914
愛媛県松山市三町3丁目12-13 伊予鉄三町ビル2階
「えひめ版応援金（第3弾）」事務局 宛

2. 補助金活用のポイント

(1) 検討時のチェックポイント

- 将来のあるべき姿を見据えて補助事業が必要か
- 補助金の目的と一致するか
- 補助事業計画に無理はないか

2. 補助金活用のポイント

(2) 補助金活用の手順

- 対象者に該当するか
- 補助事業実施期間は大丈夫か
- 予定している設備投資が補助対象経費に含まれるか

2. 補助金活用のポイント

1：補助事業の具体的取組内容

- ① 現在の事業の状況、強み・弱み、機会・脅威、事業環境、事業再構築の必要性、事業再構築の具体的内容（提供する製品・サービス、導入する設備、工事等）、今回の補助事業で実施する新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組について具体的に記載してください。

29

事業実施期間内に投資する建物の建設・改修等の予定、機械装置等の型番、取得時期や技術の導入や専門家の助言、研修等の時期についても、可能な限り詳細なスケジュールを記載してください。

※必要に応じて、図表や写真等を用いて、具体的に記載してください。

- ② 応募申請する枠（通常枠、大規模資金引上枠、卒業枠、グローバルV字回復枠、緊急事態宣言特別枠、最低賃金枠）と事業再構築の種類（「事業再編型」、「業態転換型」、「新分野展開型」、「事業転換型」、「業種転換型」）に応じて、「事業再構築指針」に沿った事業計画を作成してください。どの種類の事業再構築の類型に応募するか、どの種類の再構築なのかについて、事業再構築指針とその手引きを確認して、具体的に記載してください。
- ③ 補助事業を行うことによって、どのように他者、既存事業と差別化し競争力強化が実現するかについて、その方法や仕組み、実施体制など、具体的に記載してください。
- ④ 既存事業の縮小又は廃止、省人化により、従業員の解雇を伴う場合には、再就職支援の計画等の従業員への適切な配慮の取組について具体的に記載してください。
- ⑤ 個々の事業者が連携して遂行する事業である場合、又は、代表となる事業者が複数の事業者の取り組みを束ねて一つの事業計画として申請を行う場合は、事業者ごとの取組内容や補助事業における役割等を具体的に記載してください。

2：将来の展望（事業化に向けて想定している市場及び期待される効果）

- ① 本事業の成果が寄与すると想定している具体的なユーザー、マーケット及び市場規模等について、その成果の價格的・性能的な優位性・収益性や課題やリスクとその解決方法などを記載してください。

（参考）

○経済産業省において、市場動向等を簡易に把握できる「統計分析ツール」を公開しています。鉱工業品約1,600品目を対象として、簡易な操作で生産動向等をグラフ化することができます。必要に応じて、自社の事業計画作成にご活用ください。
具体的な活用方法を分かりやすく解説する動画もあわせてご覧ください。
・統計分析ツール「グラレスタ」のURL：<https://mirasapo-plus.go.jp/hint/14583>
・解説動画のURL：<https://www.youtube.com/watch?v=eOJtZc2jTcE>

○内閣府において、知財が企業の価値創造メカニズムにおいて果たす役割を的確に評価して経営をデザインするためのツール（経営デザインシート）やその活用事例等を公表しています。事業計画の作成に際し、必要に応じてご活用ください。
・首相官邸HP「経営をデザインする（知財のビジネス価値評価）」
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keiei_design/index.html

- ② 本事業の成果の事業化見込みについて、目標となる時期・売上規模・量産化時の製品等の価格等について簡潔に記載してください。
- ③ 必要に応じて図表や写真等を用い、具体的に記載してください。

3：本事業で取得する主な資産

- ① 本事業により取得する主な資産（単価50万円以上の建物、機械装置・システム等）の名称、分類、取得予定価格等を記載してください。（補助事業実施期間中に、別途、取得財産管理台帳を整備していただきます。）

4：収益計画

- ① 本事業の実施体制、スケジュール、資金調達計画等について具体的に記載してください。

30

- ② 収益計画（表）における「付加価値額」の算出については、算出根拠を記載してください。
- ③ 収益計画（表）で示された数値は、補助事業終了後も、毎年度の事業化状況等報告等において伸び率の達成状況の確認を行います。

3. 申請時のポイント

(1) 事業計画の作成のポイント

- 公募要領を読み込む
- 補助金の目的を理解する
- 魅力的なストーリーを描く

3. 申請時のポイント

(2) 補助金の審査のポイント

- 事業再構築補助金
再構築面、事業化面、政策面で審査
- ものづくり補助金
技術面、事業化面、政策面で審査
加点項目に注意

3. 申請時のポイント

(1) 補助対象事業としての適格性

「4. 補助対象事業の要件」を満たすか。補助事業終了後3～5年計画で「付加価値額」年率平均3.0%（（【グローバルV字回復枠】については5.0%））以上の増加等を達成する取組みであるか。

(2) 事業化点

- ① 本事業の目的に沿った事業実施のための体制（人材、事務処理能力等）や最近の財務状況等から、補助事業を適切に遂行できると期待できるか。また、金融機関等からの十分な資金の調達が見込めるか。
- ② 事業化に向けて、競合他社の動向を把握すること等を通じて市場ニーズを考慮するとともに、補助事業の成果の事業化が寄与するユーザー、マーケット及び市場規模が明確か。市場ニーズの有無を検証できているか。
- ③ 補助事業の成果が價格的・性能的に優位性や収益性を有し、かつ、事業化に至るまでの遂行方法及びスケジュールが妥当か。補助事業の課題が明確になっており、その課題の解決方法が明確かつ妥当か。
- ④ 補助事業として費用対効果（補助金の投入額に対して増額が想定される付加価値額の規模、生産性の向上、その実現性等）が高いか。その際、現在の自社の人材、技術・ノウハウ等の強みを活用することや既存事業とのシナジー効果が期待されること等により、効果的な取組となっているか。

(3) 再構築点

- ① 事業再構築指針に沿った取組みであるか。また、全く異なる業種への転換など、リスクの高い、思い切った大胆な事業の再構築を行うものであるか。
- ② 既存事業における売上の減少が著しいなど、新型コロナウイルスの影響で深刻な被害が生じており、事業再構築を行う必要性や緊要性が高いか。
- ③ 市場ニーズや自社の強みを踏まえ、「選択と集中」を戦略的に組み合わせ、リソースの最適化を図る取組であるか。
- ④ 先端的なデジタル技術の活用、新しいビジネスモデルの構築等を通じて、地域のイノベーションに貢献し得る事業か。

(4) 政策点

- ① 先端的なデジタル技術の活用、低炭素技術の活用、経済社会にとって特に重要な技術の活用等を通じて、我が国の経済成長を牽引し得るか。
- ② 新型コロナウイルスが事業環境に与える影響を乗り越えてV字回復を達成するために有効な投資内容となっているか。
- ③ ニッチ分野において、適切なマーケティング、独自性の高い製品・サービス開発、厳格な品質管理などにより差別化を行い、グローバル市場でもトップの地位を築く潜在性を有しているか。
- ④ 地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者等に対する経済的波及効果を及ぼすことにより、雇用の創出や地域の経済成長（大規模災害からの復興等を含む）を牽引する事業となることが期待できるか。
- ⑤ 異なるサービスを提供する事業者が共通のプラットフォームを構築してサービスを提供するような場合など、単独では解決が難しい課題について複数の事業者が連携して取り組むことにより、高い生産性向上が期待できるか。また、異なる強みを持つ複数の企業等（大学等を含む）が共同体を構成して製品開発を行うなど、経済的波及効果が期待できるか。

4. 活用事例

国土交通省HP資料

海業に関する取組事例：日間賀島（人口：2,051人）[愛知県知多郡南知多町]

漁業と観光業の連携によるブランド化や体験型観光の推進

漁協組合長の観光に対する理解と旅館経営者によるリーダーシップにより漁協と観光協会が連携体制を構築し、海の資源を活用したブランド化や体験型観光を実施して観光客を誘致。その結果、漁業者や商店、飲食、宿泊業者への経済効果を生んだ。

《具体的な内容》

①地域資源を活用した取組

- 島で大量に水揚げされ日常的に用いられていたタコを観光資源として、旅館の食事メニュー開発からタコのキャラクター制作やイベントの開催に至るまで徹底したブランド化を図り「多幸の島（タコのシマ）」と愛称されるまでになった。
- 観光オフシーズン（10月～3月）に水揚げされるふぐを観光資源として着目し島内宿泊施設で「ふぐ加盟店」を設立、島内約60軒の宿でふぐ料理を提供。閑散期の観光客誘致に成功。鉄道会社との企画商品（ふぐ料理の食事券や宿泊券と鉄道切符のセット商品）や沿線での宣伝によって「ふぐの島」をPR。
- 島の自然や生活を資源とした海釣り、遊覧、たこのつかみどり、地引き網漁、きす網漁、干し物づくり等の「自然体験漁業」を観光協会が企画。漁協が観光協会の企画を全面的に協力。
- 「自然体験漁業」等のプログラムを活かして、教育旅行等を誘致。

②地域経済への波及

- 島全体での活力が観光客の満足度に繋がるという観光協会の考えのもと、島内の宿泊施設で使用する魚介類のうちタコの100%、その他魚介類の50%弱を地元漁業者から調達、その他食材は地元の商店から調達。
- 漁家の主婦を観光関連業従事者として雇用することにより、天候等に左右されやすい漁家の収入が安定。

③海業推進の為の体制

- 漁協による体験観光プログラムの実施支援や、観光協会による島の水産物のブランド化支援等、漁協と観光協会の連携体制を構築。
- 観光事業者の取組に対して、漁協の信用事業を活用。
- 漁業振興と観光振興の相乗効果によって、島全体が良くなるとの考えが浸透。



旅館でのタコ料理
(出典) 日間賀島観光協会HP



旅館でのふぐ料理
(出典) 多幸主人の宿とくがねHP



タコつかみどり
(出典) あいちの都市・農村交流ガイドHP

出典：妻小波、「シリーズ地域の再生19 海業の時代」、農文協、2013年
日間賀島観光協会HP、<http://www.himaka.net>, 2015/12/8閲覧
観光庁HP、観光カリスマー一覧、http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/jinzai/charisma/mr_nakayama.html, 2015/12/4閲覧
多幸主人の宿とくがねHP：<http://tokugane.com/>, 2015/12/15閲覧
あいちの都市・農村交流ガイドHP：<http://www.pref.aichi.jp/nogyo-shinko/cgi-script/search/search.cgi>, 2015/12/15閲覧

4. 活用事例

海業に関する取組事例：大島（人口：796人）[福岡県宗像市]

本土での直売による未利用水産物の活用と海洋体験施設による港湾の新たな利用

本土の道の駅での鮮魚の直売により未利用水産物から利益を創出。また、地元漁協と行政による海洋体験施設の開設により、海洋資源の新たな活用と島への新規顧客の創出・定着に成功。

《具体的な内容》

①地域資源を活用した取組

- 卸売市場では価値が低く取り扱われない規格外の小さな魚類や少量魚種を、本土の道の駅で一般家庭を主なターゲットとして直売。また、魚のおろしサービス等の充実により付加価値を向上。
- 大島の港湾において、防波堤や栈橋等の施設を整備し「海上釣り堀」や「海洋体験メニュー」（釣り教室やシーカヤック、海中観察、ろこぎ体験、磯観察等）を楽しめる海洋体験施設を開設。釣り堀の魚の供給には地元養殖業者や漁師が協力。
- 海洋体験施設では、元漁師による接客・解説や、釣れなかった客のための「鯛1尾補償」等のサービスを充実させ、釣り初心者等の新たな層の誘致に成功。

②地域経済への波及

- 本土の道の駅での直売により、これまで活用してこなかった水産物から利益を創出（漁師1人当たり年間100万円程度）。
- 海洋体験メニュー等、漁師の知恵・技術を活かした雇用で、リタイア後の漁師の働き口を創出。
- 海上釣り堀への活魚供給により漁師の利益を創出。
- 海洋体験メニューと宿泊のセット商品の開発・販売によって島内宿泊施設への利益を創出。

③海業推進の為の体制

- 市・農協・漁協・商工会・観光協会が共同出資した株式会社が道の駅を運営。
- 漁協が島の地域再生のために海洋体験施設の開設を打診し、行政が整備。
- 漁協が積極的に海洋資源の新たな活用策を検討し、取組に関与している。



鮮魚の直売所の様子
(出典) テツボカHP



海上釣り堀の様子
(出典) うみんぐ大島HP

出典：瀬戸山玄、「道の駅への出品と海上釣り堀の解説で活気づく宗像大島」,季刊『しま』, No.241, 2015年3月

うみんぐ大島HP, <http://umi-ing.com/>, 2015/12/14閲覧

道の駅むなかたHP, <http://www.michinoekimunakata.co.jp/>, 2015/12/14閲覧

テツボカ（宗像市情報サイト）HP：道の駅むなかた, <http://www.tetsupoka.com/shop/michinoeki-munakata.html>, 2015/12/14閲覧

4. 活用事例

- 事業再構築補助金の活用事例
- ものづくり補助金の活用事例

ご静聴有り難うございました。